

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	1

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第23号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項5を次のように改める。

5 削除

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項9中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)から(8)までを(2)から(5)までとし、(9)から(12)までを削り、同項12中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(15)までを(10)から(14)までとし、同項38を次のように改める。

38 削除

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項45を次のように改める。

45 削除

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項63の次に63の2として次のように加える。

63の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する手数料

特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定申請手数料

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第544号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表一般社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

「

┆

南あわじ市食品衛生協会
姫路市食品衛生協会

南あわじ市市市
姫路市坂田町

┆

」

を

「

┆

南あわじ市食品衛生協会

南あわじ市市市

┆

」

に改める。